

青少年関係団体の登録申請について

1. 支援の概要

青少年関係団体として登録された団体に対し、武蔵野市は以下の支援を行っています。

1) 青少年関係団体が主催する事業の後援

登録団体の行う事業に対し、後援名義の使用の承認を行っています。詳細については、直接お問い合わせください。

2) 青少年関係団体指導者の保険料負担

登録団体で地域のボランティアとしてご指導いただいている方々に、安心して活動していただけるよう、市で掛け金を負担し保険に加入しています。説明書②をご参照ください。

3) バス借上げ料補助(※)

登録団体が貸切バスを借り上げて合宿等を行う場合に、市がバスの借上げに要する費用の一部を補助しています。説明書③、⑤をご参照ください。

4) 講師謝礼補助

登録団体が、外部の先生、コーチ等を講師に招いて、広く一般の子どもを対象にした講習会等を実施する場合に、市がその講師謝礼金に要する費用の一部を補助しています。説明書④、⑤（裏面）をご参照ください。

(※) バス借上げに対する補助について、平成 29 年度までは市がバスを借り上げていましたが、平成 30 年度より、団体がバスを借上げ、市がその費用の一部を補助する制度に変更となりました。詳しくは、説明書③、⑤及び同封の説明会資料をご覧ください。

2. 登録の要件

武蔵野市の青少年関係団体として認定を受けるためには、以下の全ての要件を満たす必要があります。

- 1) 主に小学生から 18 歳以下の青少年の健全育成を目的とした組織で、子ども会・スポーツ・レクリエーション・文化活動を行う、構成員 10 名以上（その 2 分の 1 以上が市民であること）の団体。
- 2) 活動の拠点が市内にあること。
- 3) その団体としての活動実績が 1 年以上あること。
- 4) 年間を通して、計画的かつ継続的に活動していること。
- 5) 活動にあたり、地域社会、学校、保護者の理解・協力が得られるように努めていること。
- 6) その活動が無償・ボランティアであること。

※ 著しくこの要件から逸脱する場合は、青少年関係団体の認定を取り消す場合があります。

3. 申請方法

武蔵野市の青少年関係団体として認定を受けるためには、新規・更新とも年度当初に登録申請を行う必要があります。申請に必要な書類は以下のとおりです。

I. 必要書類：

＜全ての団体が必ず提出してください＞

- 1) 令和2年度青少年関係団体調査票（提出書類[1]）
- 2) 令和元年度活動報告（提出書類[2]）
- 3) 令和2年度活動予定（提出書類[3]）
- 4) 青少年関係団体会員名簿（提出書類[4]）

＜希望される団体は必ずご提出ください＞

- 5) 青少年関係団体指導者保険加入者会員名簿（提出書類[5]）
- 6) 令和2年度青少年関係団体一覧表『みんなあつまれ』掲載申請書（提出書類[6]）
- 7) バス借上げ事業予定調査書（提出書類[7]）
- 8) 講演会等実施計画書（提出書類[8]）

＜新規登録団体のみご提出下さい＞

- 9) 団体の会則・規約等
- 10) 設立時期や活動実績など、過去の実績が分かるもの

『みんなあつまれ』とは一
青少年関係団体の参加者を募集
するため、市内の全市立小中学校
に配布する団体一覧表です。

提出書類記入上の注意

- ※ 鉛筆・消せるボールペンでの記入はお控えください。
- ※ 回答すべき欄は全てご記入ください。（空欄のままにせず、「なし」、「未定」等ご記入ください。）
- ※ 提出書類に不明な箇所があった場合、職員がお電話等で確認させていただく場合があります。

II. 提出期限： 令和2年3月25日（水）【必着】

III. 提出先： 武蔵野市 子ども家庭部 児童青少年課（市役所南棟3階）
〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

IV. 提出方法： 市児童青少年課窓口にお持ち下さい。
ただし、令和元年度登録団体については、郵送でも結構です。

お問合せ・ご連絡は・・・

武蔵野市 子ども家庭部 児童青少年課

住 所 〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

電 話 0422-60-1853（直通） / F A X 0422-51-9327（直通）

E-mail sec-jidouseisyo@city.musashino.lg.jp

青少年関係団体指導者保険の概要（令和2年度）

青少年関係団体において、ボランティアとして青少年の指導にあたる方々に安心して活動いただけるよう、市で掛け金を負担し保険に加入しています。

《加入対象》

市に登録のある青少年関係団体において、日常的に子ども達を指導されている指導者の方（スポーツ団体の場合は実際に児童を指導されている監督及びコーチ）

保護者・応援の方等、指導者以外の方は必要に応じて各団体において保険加入してください。

《補償期間》

令和2年4月1日～令和3年3月31日

※ 補償開始日は、児童青少年課に登録されたときからとなります。

※ 追加加入は随時受け付けます。

《加入方法》

加入される方の「氏名・性別・生年月日・年齢・住所・電話番号」を名簿（提出書類〔5〕）に記入し、児童青少年課に持参、または郵送にてご提出ください。

※追加加入の場合はFAXでのご提出でも結構ですが、事前にお電話のうえお送りください。

※電子メールでのご提出はご遠慮ください。

《補償内容》

保険の種類	保険金額	
傷害保険 （ボランティア活動中の偶然の事故、食中毒、ケガ等を補償）	死亡・後遺障害	最高1,000万円
	入院1日（180日限度）	3,000円
	通院1日（90日限度）	2,000円
賠償責任保険* （第三者の身体、財物に過失で損害を与えたときの損害等を補償）	1事故	最高3億円

*賠償責任保険は、指導者が第三者の身体または財物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に支払われます。保険金には、損害賠償金のほかに、裁判等に要した費用も含まれますが、その過失割合等により保険金が支払われるかどうか、また支払われる場合の保険金額は保険会社が自賠責保険に準じて判断します。

- ◆傷害保険は、健康保険・生命保険・加害者からの賠償金など他の保険とは関係なく支払われます（ただし、他の保険と併せた保険金額に上限がある場合があります）。
- ◆細菌性食物中毒による症状も賠償保険の対象となります（指導者に過失があることが条件です。）
- ◆入院・通院保険金の支払い対象となるのは、平常の生活や業務に支障のない程度にまで治った日、または事故日から180日目までです。免責日数はなく、1日目より支払われます。また、通院保険金については、事故の日から180日以内（期限）の通院のうちの90日（日数）が限度です。
- ◆他覚症状のないけがなどについては、保険が減額または不適用とされることがあります。

《対象となる事故例》

◆傷害保険

- ・サッカーの練習指導中、勢いあまってゴールポストに激突し、骨折した。
- ・野球の練習中、子どもの打ったボールが指導者にあたり負傷した。
- ・練習を終えて自転車で帰宅途中、転倒して骨折してしまった。

◆賠償責任保険

- ・キャンプ中、目を離した隙に子どもが川で溺れてしまった。
- ・剣道の練習指導中、誤って施設の壁を突き破ってしまった。

《対象とならない事故例》

◆共通

- ・各団体主催、管理下以外での活動によるもの、日本国外での事故
- ・心神喪失、流産、他覚症状のないむち打ち症状等

◆賠償保険

- ・団体の所有物、指導者本人の同居の親族に対する事故
- ・自動車などの運転中によるもの
- ・故意によるもの、犯罪など違法行為によるもの、地震、洪水など天災に起因するもの

事故が起きたときは・・・

① まず、児童青少年課までご連絡ください。

※事故発生より1週間以内に速やかにご連絡ください。事故連絡が遅れた場合は保険の適用とならない場合もあります。

② 申請書類を郵送いたしますので、必要事項をご記入の上、保険会社に郵送してください。

(記入内容) ①事故に遭われた方の氏名・年齢・住所等、②事故の日時・場所等、③事故の状況・目撃者、④ケガの内容・治癒見込み期間、⑤入・通院先の病院名・電話番号・住所

*保険適用の可否についてのご質問等は児童青少年課までお問い合わせください。

*賠償責任保険の場合、**現場状況写真**および**お支払いいただいた領収書**は保険会社に提出する必要がありますので、**撮影・保管**しておいてください。

【お問合せ・ご連絡先】 武蔵野市 子ども家庭部 児童青少年課
住 所 〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28
電 話 0422-60-1853 (直通) F A X 0422-51-9327
E-mail sec-jidouseisyo@city.musashino.lg.jp

青少年関係団体バス借上料補助金について

《武蔵野市青少年関係団体バス借上料補助金とは》

武蔵野市青少年関係団体登録団体が、貸切りバスを使用して合宿等の事業を行う場合に、市がバス借上げに要する経費の一部を補助する制度です。

《補助の対象となる事業》

武蔵野市青少年関係団体バス借上料補助金（以下「補助金」といいます。）は、以下の条件をすべて満たす事業を実施する場合に交付を受けることができます。

- 1) 市児童青少年課に『青少年関係団体』として登録のある団体が実施する事業であること
- 2) 市やその他の団体が実施する他の制度により、補助金又は類似する補助等を受けていないこと
- 3) 青少年の健全育成に寄与する事業であること
- 4) 事業の内容が団体の活動目的に合致すること
- 5) 営利を目的とする事業でないこと
- 6) 政治的、宗教的な事業でないこと
- 7) 参加者のうち過半数が武蔵野市民であること

《補助の対象となる経費》

補助の対象となる経費はバスの借上料のみです。有料道路代や駐車場代、バスガイドに係る経費、団体の都合によるバスのキャンセル料などは補助の対象とはなりませんのでご注意ください。

《補助の対象となるバスの台数》

- 1) 補助の対象となるバスの台数は、日帰りの場合は1台、宿泊を伴う場合は2台（往路1台、復路1台）です。いずれの場合も年度内に1回限り交付を受けることができます。
- 2) 宿泊を伴う場合、原則としてバスの乗務員は宿泊をせず、片送り・片迎えのみとなります。ただし、①「バスの運行が往路及び復路のみであること」、②「補助金の交付額が、片送り・片迎えの場合の交付額を上回らないこと」の両方の条件を満たす場合にはバスを留置することができます。

*バスを留置く場合には、留置きの場合と片送り・片迎えの場合の2通りの見積書の提出が必要となります。

《補助の条件》

補助金は以下の条件をすべて満たす場合に、交付を受けることができます。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1) 運行距離が片道 20 キロから 250 キロ(注)の範囲であること 2) バスの乗車人員が 25 人以上であること 3) バスの乗車人員のうち、過半数が主に小学生から 18 歳以下の青少年であり、かつ、その過半数が市内在住であること 4) バスは、事業内容に対して過度の設備を備えるものでないこと。 5) 申請書類提出時において、バス供給事業者が、公益社団法人日本バス協会による貸切バス事業者安全性評価認定制度で<u>一つ星以上</u>の認定を取得していること 6) 事業の行程が国土交通省が定める「<u>輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン</u>」に反していないこと |
|---|

(注)250 キロとは、おおむね中央自動車道で飯田 I C、東名高速道路で浜松 I C、東北自動車道で郡山 I C、関越自動車道で長岡 I C 程度です。

《交付額の上限》

補助金の交付額の上限は以下の通りです。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 日帰りの事業でバスを使用 ・ 宿泊を伴う事業で片道のみバスを使用 	<u>8 万円</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊を伴う事業で往復ともバスを使用 	<u>15 万円</u>

《補助団体の抽選、決定》

- 1) 補助金の交付を希望する団体は、事業予定調査書を 令和2年3月25日(水)まで に提出してください。
- 2) 希望団体数が交付予定団体数を上回る場合には、厳正なる抽選を行います。なお、交付予定団体数は、年度ごとに予算に応じ市が決定します。
* 交付予定団体となった場合でも、交付条件を満たさないときには、補助金の交付を受けることができません。

《補助の申請と補助金の請求》

- 1) 交付予定団体となった団体は、事業を実施する 1か月前までに ①補助金交付申請書、②事業計画書、③参加予定者名簿、④予算書、⑤バス借上げの金額が確認できる見積書の写しを提出してください。
* 補助金の対象となる経費はバス借上料のみです。見積書は、有料道路代や駐車場代を除いたバス借上料のみの金額が分かるものとしてください。
* 事業実施後に実績報告書、決算書、バス借上げ料のわかる領収書の写し、運送引受書の写しを提出していただきます。必ず、バス借上げ料のわかる領収書の写し、運送引受書の写しを発行できるバス会社に依頼をしてください。
* 予算書は事業の実施に要する予算を全て計上し、収入源と支出目的が分かるように作成してください。収入合計金額と支出合計金額は、同じ金額になります。

◆予算書作成例

【収入の部】		【支出の部】		
参加費	5,000円×50人	250,000	バス借上料	200,000
市補助金(予定)		150,000	宿泊費	200,000
協賛金		50,000	昼食・飲み物代	60,000
団体会費より		35,000	運動場使用料	25,000
合計		485,000	合計	485,000

- 2) 申請書類の審査結果は、郵送します。補助金を受けられることが決まった団体は、同封の請求書に必要事項を記入・押印の上、速やかに児童青少年課宛に返送してください。
- 3) 補助金は、団体の指定する銀行口座に振り込みます。

《報告書の提出》

事業を実施した日から 1か月以内 に①実績報告書、②決算書、③バス借上料が確認できる領収書の写し、④バス供給事業者が交付する運送引受書の写しを児童青少年課にご提出ください。

* 実績報告書は必ず所定の様式で提出してください。電子データで書式が必要な団体はご連絡ください。

* 報告書には、事業の内容（事業実施内容・タイムスケジュール等）を詳しく記載してください。また、事業の内容が分かる「参加者のしおり」等も一緒にご提出ください。

* 決算書の作成は、予算書と同様に行ってください。

* 報告書類の提出は補助金の交付条件の一つであり、期限までに提出のない場合は補助金の交付決定を取り消すことがあります。

* バス会社からの領収書は、有料道路代や駐車場代を除いたバス借上料のみの金額が分かるものとしてください。

* 運送引受書の写しとバス借上げ料のわかる領収書を発行をバス会社に確認してください。

《事業の変更・廃止》

申請書の提出後に事業を変更・廃止する場合には、必ず児童青少年課までご連絡ください。

* 変更・廃止により補助の条件を満たさなくなった場合は、補助金の交付を受けることができません。

《その他》

- 1) 事業の企画にあたっては、バスを供給する事業所及び乗務員との打ち合わせを事前に行い、安全を考慮して計画を行ってください。
- 2) 補助金交付要綱に違反したり指定書類の提出がない場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

【お問合せ】 武蔵野市子ども家庭部児童青少年課
〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28
電話 0422-60-1853（直通） F A X 0422-51-9327
電子メール sec-jidouseisyo@city.musashino.lg.jp

青少年活動補助金（講習会等講師謝礼の補助）について

《講習会等講師謝礼の補助とは》

武蔵野市青少年関係団体登録団体が、外部の先生、コーチ等を講師に招いて、広く一般の子どもを対象にした講習会等を実施する場合に、市がその講師謝礼金に要する費用の一部を補助する制度です。

《講師謝礼補助を受けられるのは》

講師謝礼の補助は、定められた要件をすべて満たす場合に利用できます。詳細は、別紙のチェックリストをご確認ください。

《市の補助する金額は》

講師謝礼費の合計金額のうち半額、かつ2万円までを限度に、その事業規模等を市長が考慮し、助成金額を決定します。

例1) 謝礼費合計が3万円の場合→1万5千円の補助（謝礼費半額）

例2) 謝礼費合計が6万円の場合→2万円の補助（補助金の上限）

《使用団体の抽選と決定》

講演会等講師謝礼金補助を希望する場合は、講演会実施計画書を 令和2年3月25日（水）まで に提出してください。講演会実施計画書には講師謝礼予定額を記入してください。補助希望団体が補助可能団体数を上回る場合には、厳正なる抽選を行います。なお、使用可能団体数は、年度ごとに予算に応じ市が決定します。

《申請と請求手続、補助金の振込み》

1. 使用予定団体となった団体は、実施の1か月前まで に、申請書（所定の様式）、事業計画書（所定の様式）および予算書（様式自由）を提出してください。

* 書類の提出等が遅れた団体、使用条件に違反した団体は、補助を受けられないことがあります。

* 講師謝礼補助の申請書等は、使用予定団体にもみ郵送いたします。

再送はいたしませんので、紛失等された場合には児童青少年課窓口までお越しください。

* 予算書は、講演会を開催するために要する予算を全て計上し、収入源と支出目的が分かるように作成してください。収入合計金額と支出合計金額は、同じ金額になります。

◆ 予算書作成例			
【収入の部】		【支出の部】	
市補助金（予定）	20,000	講師謝礼金	50,000
参加費 200円×50人	10,000	飲み物・菓子代 50人分	10,000
協賛金・祝儀	20,000	記念品代 200円×50人	10,000
団体会費より	25,000	チラシ用紙代・印刷代	5,000
合計	75,000	合計	75,000

- 申請書類の審査結果は、郵送いたします。補助金を受けられることに決まった団体は、同封の請求書と振込依頼書に必要事項を記入・押印の上、児童青少年課宛に返送してください。
- 補助金は、団体の指定する銀行口座に振り込みます。

《講習会を変更、または中止しようとするときは》

変更、キャンセルしようとする場合は、必ず市児童青少年課までご連絡ください。

《事業報告書の提出》

行事を実施した日から 2か月以内 に報告書（所定の様式）と決算書（自由書式）を市児童青少年課にご提出ください。

* 必ず所定の様式で報告書を作成してください。 電子データで書式が必要な方はご連絡ください。

* 報告書と決算書の提出は補助条件のひとつであり、ご提出のない場合は補助金の返納をお願いする、あるいは翌年度以降の補助を受けられないことがあります。

* 決算書の作成にあたっては、予算書と同様をお願いします。

【お問合せ】 武蔵野市子ども家庭部児童青少年課
 〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28
 電話 0422-60-1853（直通） F A X 0422-51-9327
 電子メール sec-jidouseisyo@city.musashino.lg.jp

講師謝礼補助受給資格要件チェックリスト

	No.	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/>
団体について	1	<p>「青少年関係団体」として市への登録はお済みですか。</p> <p>この補助金を受けられるのは、『青少年関係団体』として市に登録されている団体だけです。登録条件および申請方法については、説明書①（青少年関係団体の登録申請について）をご参照ください。</p>	
	2	<p>市の他の補助金を受けていませんか。</p> <p>市の他の補助金を受けている場合は、重複して補助を受けることはできません。青少年関係団体「バスの借上げ」補助との重複は可能です。</p>	
講演会の内容について	1	<p>講師の先生やコーチ等は外部の方ですか。</p> <p>団体の指導者や会員、会員保護者の方が講師の場合、謝礼の補助は受けられません。</p>	
	2	<p>公開で行われますか。</p> <p>「公開」とは、地域にポスター等で周知をし、広く参加者を募り、<u>その青少年団体の団員でない子ども</u>でも参加できることをいいます。</p>	
	3	<p>営利、政治または宗教目的ではありませんか。</p>	
	4	<p>運営経費を超えた参加費を徴収していませんか。</p>	
	5	<p>公衆衛生や公害防止等への配慮はされていますか。</p>	
	6	<p>今年度、1回目の青少年活動補助金の申請ですか。</p> <p>補助は1年度に1回限り受けられます。講師が同一で、複数日に渡り開催する講演会も1回と数えます。</p>	

～バス借上料補助金交付の流れ～

別紙『青少年関係団体バス借上料補助金について』をよくお読みの上、条件にあてはまることをご確認ください。

3月25日まで

青少年関係団体登録申請書類と一緒に『事業予定調査書』を提出してください。

市から届く通知で交付予定団体となっていることをご確認ください。

事業の詳細が決まったら、バス会社から見積もりを取り、補助金交付申請書を作成してください。

事業実施の
1か月前まで

以下5点を児童青少年課へ提出してください。

①補助金交付申請書

②事業計画書

③参加予定者名簿（様式自由）

- 参加者全員の氏名・住所、青少年の年齢（または学年）を記載してください。
- 変更がある場合は、事業実施の前日（市役所開庁日に限る）までに再提出してください。再提出は、窓口持参、郵送、FAXのいずれでも結構です。
- 事業参加者のうち、バスに乗車しない方がいる場合は、参加者全員の名前を記載の上、その中でバス乗車予定者が分かるように名簿を作成して下さい。

④予算書（様式自由）

- 収入合計金額と支出合計金額は、同じ金額になります。

⑤バス借上料が確認できる見積書の写し

- 補助金の対象経費はバス借上料のみです。見積額のうち、バス借上料のみの金額が分かるものとしてください。

市より補助金申請の審査結果が届きます。

事業実施

同封の請求書に記入・押印後、速やかに児童青少年課に返送してください。

事業実施後
1か月以内

以下4点を児童青少年課へ提出してください。

- ①実績報告書
- ②決算書
- ③バス借上料が確認できる領収書の写し
- ④運送引受書の写し

後日、振り込みにて補助金を交付します。

事業実施後、必要に応じて補助金の精算を行ってください。

～講演会講師謝礼補助の流れ～

👉 別紙「青少年活動補助金（講演会等講師謝礼の補助）について」をよくお読みの上、条件にあてはまることをご確認ください。

3月25日まで

青少年関係団体登録申請書類と一緒に『講演会等実施計画書』を提出する。

市から届く通知で交付予定団体となっていることをご確認ください。

事業の詳細が決まったら、市児童青少年課窓口で申請書類一式を受け取る。

- ① 『活動補助金交付申請書』
 - ② 『事業計画書』
 - ③ 予算書（様式自由）
- の3点を提出する。

事業実施の
1か月前まで

市より補助金申請の審査結果が届きます。

☺ 交付の場合

☹ 不交付の場合

事業実施

同封の

- ① 請求書
- ② 振込依頼書

の2点に記入・押印後、市に返送する。

後日、振り込みにて補助金を交付されます。

- ① 『実績報告書』
- ② 決算書（様式自由）

の2点を提出する。

事業実施後
2か月以内

市からの通知には、補助金の交付をしないことに決定した理由が記載されています。再申請される場合はご連絡ください。